

## 当日の御意見に対する補足回答①(健康福祉政策課、障がい福祉課)

### (福祉避難所について)

現在、本市では、社会福祉施設等との協定による福祉避難所を設置しており、災害発生時に指定避難所等での生活が困難な方を対象に、施設側の受入の可否等の状況確認を含め、対象者とのマッチングを行い確実に受入が可能となるようなスキームで対応しております。

熊本地震の際も、4月15日以降、保健師を中心として速やかに指定避難所を巡回し、被災者の健康状態を把握するとともに、体育館等の指定避難所では避難生活を送ることが困難な障がい者等の避難先として、協定に基づき、市があらかじめ指定する施設を福祉避難所として順次開設しました。

さらに、社会福祉審議会の場合でも委員からお話ございましたが、協定施設以外の熊本学園大学においても、車椅子の障がい者や高齢者を多数受け入れられ、学生等による手厚い支援が行われました。

### 【参考】福祉避難所開設実績

平成28年(2016年)4月 熊本地震

- ・箇所:92箇所(協定施設82、協定外10)
- ・期間:平成28年(2016年)04月15日~平成29年(2017年)03月31日
- ・受入人数:585人、延べ16,190人(最大252人/日)】

### (福祉子ども避難所について)

熊本地震の際、障がい児等のいる家庭が指定避難所に行けず、被災した家屋での生活や車中泊を余儀なくされた等の課題を踏まえ、大規模災害発生時に障がい児等が避難できる場所を確保するため、平成30年度に、市内の特別支援学校(6校)の施設内に事前の協定に基づく「福祉子ども避難所」として指定しました。

福祉子ども避難所は、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合等に必要に応じ開設し、特別支援学校の在校生とその家族及び未就学の障がい児とその家族(家族が指定避難所等への避難が困難と判断する場合)については、自宅等から福祉子ども避難所への直接避難、さらに指定避難所等での避難生活が困難と判断される障がい児等はトリアージ後に避難可能としています。

福祉子ども避難所につきましては、協定を締結している特別支援学校と今年度改めて意見交換等を実施し、避難所開設訓練や研修等を随時行っているところです。

今後は、関係者や関係機関への周知をはじめ、実践に即した効果的な訓練の実施を検討してまいります。

(指定福祉避難所について)

令和 3 年5月に災害対策基本法が改正され、指定福祉避難所への直接避難が制度上可能となりました。しかし、実施にあたっては、受入対象者の個別避難計画の策定及び受け皿となる社会福祉施設等の選定、マンパワーの確保等、災害発生時の受入に混乱を来たさないよう、多くの検討すべき課題があることから、本市では現時点で指定福祉避難所の指定・設置は行っておりません。

引き続き、個別避難計画作成の検討とともに、福祉施設管理者等と意見交換を行いながら、支援が必要な方々のより良い避難に繋がるような仕組みづくりについて研究してまいります。

【参考】施設数の推移(年度末時点)

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
福祉避難所	176	187	187	185	192	192
福祉子ども避難所	—	6	6	6	7	7
合計	176	193	193	191	199	199